

## 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
1	全般的事項	坂本会長	公開	(0528審議会) 修正した環境保全目標の内容は、入札時の技術審査に確実に反映される仕組みであるか。特に、性能発注において記載した基準や要求事項は、確実に遵守させるということによいか。	(0528審議会) そのとおり。	—
2	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	(0528審議会) 地盤沈下に関する意見として、ボーリング柱状図（W-2）に記載された帯水層中の「粘土混じり砂礫」の中の『粘土』が圧密沈下に影響を与えるのか、という質問に対し、事業者は、帯水層からの揚水による地盤沈下実績がないことを根拠に問題ないと説明しているが、当該粘土の具体的な土質特性についての追加情報はないのか。	(0528審議会) 追加で示せる粘土層に関する詳しい情報は無い。	—
3	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	(0528審議会) 造成工事のパターン1・2・3について、各パターンにおいて具体的にどの部分が切土・盛土に該当するのかが図面から分かりにくい。盛土の施工形態（鉛直擁壁か、勾配を設けるのか）についても不明確であり、算出された詳細な土量が図面に十分反映されていないため、分かりにくい。	(0528審議会) ご指摘の趣旨は理解する。 各パターンの図は大まかな概念図であり、土量も造成面の標高を設定した概算の量を示している。 土量に一の位まで細かい数字が載っているため、細かい計算がなされているように考えられるかもしれないが、実際には大まかな計算であるため、切土、盛土の範囲を詳しく図示して説明できる内容ではない。	—

## 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
4	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	<p>(0528審議会)</p> <p>土量は重要な要素であるが、提示されたパターン1・2・3の概略図では、数値と図面との対応関係が確認できず、切土・盛土の位置や標高設定の根拠が読み取れない。盛土が鉛直に描かれている点について、実際に鉛直擁壁とするのか。</p>	<p>(0528審議会)</p> <p>実際の計算では、大まかなユニットに分けて、造成前後の標高から計算をしている。しかし、どの範囲の土をどう動かすかを、具体的に示すことはできない。</p> <p>盛土が鉛直に描かれている点については、垂直の擁壁を作ることを表現したのではない。</p>	—

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
5	地盤沈下 土壌汚染	後藤委員	公開	<p>(0528審議会) 造成計画では、擁壁ではなく実際にはスロープであるとのことだが、その具体的な形状や施工方法が図面に示されておらず、分かりにくい。パターン1・2・3について、どのような切土・盛土計画により土量のバランスを取っているのかは、環境アセス上、重要であるため、誰が見ても分かるように明確に示すこと。</p> <p>(坂本会長) 次回の審議会で、概略的な土量算定方法を示すとともに、切土・盛土の考え方や計画内容が分かるよう、より具体的な図面を用いて説明を提示すること。</p>	<p>(0528審議会) 承知した。</p>	<p><b>事業者説明資料2【資料2-1】</b> 搬入出土量は「広域ごみ処理施設整備基本計画」（令和6年3月 富士・東部広域環境事務組合）における概算値に基づいています。【資料2-1】に、パターン1・2・3の概算値算出の条件等と算出結果を示します。 なお、概算値を精査したところ、計算条件の設定に一部誤りがあったため、準備書に記載された算出結果の土量を修正します。土砂運搬量は、大気汚染、騒音等の予測に用いる資機材運搬車両台数の設定根拠となりますが、運搬車両台数は土砂運搬量の修正前後で同値となりました。したがって、土量の修正に伴う資機材運搬車両台数の変更はなく、影響要因を資機材運搬車両の台数とする環境要素について、環境影響評価の結果に修正はありません。 また、第2回審議会の「事業者説明資料2【資料2-10】」に示した造成工事のパターンのイメージ図（図8.4.1-1）が、上記の概算値算出の条件と整合していなかったため、図を修正します。 この図の修正を含め、【資料2-1】の内容は評価書に反映し、本編または資料編の適切な箇所に記載します。</p>

## 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

No.	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
6	景観・風景	石井委員	公開	<p>(0528審議会) 富士山への行き帰りの景観検討について、口頭説明の内容も含めて発注条件に明確に反映し、入札参加者に丁寧に伝わるようにすべき。具体的には、フォトモンタージュに加え、シークエンス景観や動画の活用、富士吉田市環境美化センターの現状と撤去後の比較検討を実施すべきであることが入札参加者に伝わるようにしてもらいたい。</p>	<p>(0528審議会) 現施設（富士吉田市環境美化センターごみ処理施設）の建設の際には、プラントメーカーに、パースを動画上に載せて、高速道路からどのように見え、どのように視界から消えてゆくのかを、上下線で作っていただき、シークエンス景観を確認した。 対象事業の発注に際しても、同様な形で進めてゆく。</p>	<p>アセスを遵守する記載の他に、高速道路上下線のシークエンス景観の作成を要求水準書に記載することとします。 準備書で実施した眺望景観及びシークエンス景観のフォトモンタージュについて、現施設（富士吉田市環境美化センターごみ処理施設）撤去後の状況についても予測を行い、結果を評価書に記載します。 なお、上記の「アセスを遵守する」とは、アセス評価書に示す環境配慮事項、環境保全措置を実行すること及び環境保全上の目標を満足することを指します。</p>
7	全般的事項	坂本会長	公開	<p>(0528審議会) 事業者選定における有識者について、景観だけでなく他の環境要素も含め、どのような専門家をどのように関与させるのか、その考え方を示してもらいたい。</p> <p>(0528審議会) 景観に限らず他分野の専門家も含め、複数（3～4人程度）の有識者を関与させてもらいたい。本審議会では事後チェックができないため、その役割を担う専門委員会において適切な人選・体制を整えて対応してほしい。</p>	<p>(0528審議会) 現在、事業者選定委員会を進めている。選定委員は有識者だが、具体的な人選については非公開のためこの場で答えることができない。 多面的な見方で受注者を選定していく。</p>	—